

下呂市告示第 198 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の通り指定代理納付者を指定したので、下呂市会計規則（平成 16 年下呂市規則第 43 号）第 15 条の 2 の規定により告示する。

令和 2 年 8 月 27 日

下呂市長 山 内 登

1 指定代理納付者の名称及び住所

| 名 称              | 住 所                   |
|------------------|-----------------------|
| SB ペイメントサービス株式会社 | 東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 2 号 |
| PayPay 株式会社      | 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号   |

2 指定代理納付者に納付させる歳入

下呂市ふるさと寄附条例（平成 20 年下呂市条例第 39 号）に基づく寄附金のうち、インターネットによる公金支払の方法により納付されるもの。

3 指定代理納付者に歳入させる期間

令和 3 年 9 月 1 日から契約満了の日まで